



令和2年度 福島県赤い羽根共同募金助成事業〔一般公募〕 応募要領

1. 助成の目的

福島県共同募金会では、次のような事業に取り組んでいる地域のボランティアグループや特定非営利活動法人（NPO）等の支援・育成を目的として、一般公募による助成を行います。

安心・安全で住みよい福祉のまちづくりのために、または地域の福祉課題を解決するために行われる、住民の自発的・組織的な活動や地域の状況に応じた柔軟かつ多様な活動

【事業の例】

- 子どもの貧困や孤立防止に取り組む活動（子ども食堂、学習支援など）
- 地域から孤立をなくすことを目的とした活動
- 高齢者の地域生活を支えるための活動
- 障がい児・者の社会参加及び地域生活を支えるための活動
- 子育てを支援するための活動
- その他地域の福祉課題を解決するための活動 …など

2. 助成対象とする団体等

県内で活動するボランティアグループ、特定非営利活動法人（NPO）等であり、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 団体の運営が自主性、非営利、公開を原則としている。

- ・ 自主性 … 特定の企業、政党、宗教団体等から独立している。
- ・ 非営利 … その活動・事業から生じる利益を会員等に分配しない。
- ・ 公開 … 活動の内容や財務の状況を公にできる。

- (2) 会則（運営要綱、規約、定款）、事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等が整備されている。
- (3) 団体名義の金融機関預金口座を開設している。
- (4) 活動・事業に要する資金の確保に困難をきたしている。

3. 助成対象とする経費

令和2年7月1日から令和3年3月31日までに実施する事業であり、次に掲げる経費を助成対象とします。

- (1) 事業のために必要な会議、研修、講演会、イベント、広報・啓発、資料作成などにかかる経費
- (2) 事業のために必要な備品購入経費
- (3) 団体運営全般にかかる経費（団体立ち上げ時に限る）
- (4) その他、配分委員会が特に必要と認める経費

※ただし、以下の経費については助成対象から除きます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①会議・交流会等の飲食費②人件費（報酬・時給・日当等）、交通費、旅行費用
（ただし、研修会の外部講師謝礼・旅費など事業を実施するうえで特に必要と認められるものについては常識的な範囲内で認める）③建物の増改築や補修、付帯設備の整備費用④必要以上に高額・高性能なOA機器や作業機械、その他の備品等⑤銀行送金手数料⑥個人名義や会社名義等応募団体の名義とは異なる宛名の領収書の経費 |
|---|

4. 助成対象としない事業

- (1) 次に掲げる公費、助成等により行われる事業
 - ・介護保険法や障害者総合支援法に基づく事業
 - ・行政からの委託金や補助金により行われる事業
 - ・他の民間助成金を受けて行われる事業
- (2) 以前から継続し既に軌道に乗っている事業
- (3) 文化振興、スポーツ振興、環境美化などの目的外事業
- (4) 会員等同士の親睦のみを目的とした交流事業
- (5) 特定の個人的活動またはそれに類する活動
- (6) 他団体または下部組織への助成を目的とした事業
- (7) 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う被災者支援事業、除染・放射能対策等にかかる事業

5. 助成額

- (1) 令和元年度共同募金運動（期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日）で寄せられた寄付金を助成原資とします。
- (2) 助成総額は300万円とします。
- (3) 1団体50万円を限度とします。
- (4) 助成額は万円単位となります（※応募用紙の「助成要望額」は万単位未満を切り捨てた金額を記入してください）。

6. 応募の方法

応募用紙【公募様式第1号】、事業計画書【公募様式第2号】を記入し、必要な書類（応募用紙「3. 添付書類」を参照）を添付のうえ郵送してください。

※応募用紙等は、福島県共同募金会のホームページよりダウンロードできます。

【福島県共同募金会ホームページ】

アドレス <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>

● 応募期間

令和2年4月1日（水）から同年5月29日（金）まで ※消印有効

● 郵送先・問合せ先

〒960-8141

福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内

社会福祉法人 福島県共同募金会

TEL：024-522-0822 / FAX：024-528-1234

7. 助成の決定

- (1) 福島県共同募金会 配分委員会において応募内容を厳正に審査し、助成する団体、助成額を決定します。審査の結果、助成金額が要望額より減額される場合があります。
- (2) 審査終了後、速やかに結果を通知します。
- (3) 助成が決定した団体は、7月下旬に開催予定の「助成決定通知書交付式・事務説明会」（場所：福島市）に出席していただきます。
※助成を受けて行う事業の実施から完了までの事務手続きや注意事項等を説明しますので、必ず出席してください。
- (4) 助成決定より1カ月以内に助成金を交付します。

8. 事業の実施・完了

- (1) 助成を受けて行う事業は、令和2年度内（令和3年3月31日まで）に実施・完了していただきます。
- (2) 助成を受けて行う事業が完了した後、実施内容や収支状況等について所定の様式により速やかに報告していただきます。

9. 助成の明示

助成を受けて行う事業には、「赤い羽根共同募金」の助成を受けたことを必ず明示していただきます。

【明示の例】

- ・開催要綱、実施要領などに記載
- ・ポスター、パンフレット、資料などに記載
- ・会報、機関紙などに記載
- ・備品購入の場合、共同募金指定のマーク（シール）を添付 …など

10. 助成に関する調査

助成を受けた事業の実施内容や収支状況等について、必要に応じて調査（現地調査、関係書類の提出など）を行います。